

## 災害時公共交通対策検討分科会 設置要綱

### (設置)

第 1 条 災害時公共交通対策検討分科会(以下「分科会」という。)は、八戸市との協定により八戸市地域公共交通会議が実施することとしている八戸市復興計画に基づく災害時公共交通対策検討事業に関連して、専門的な検討及び連絡調整を行うため、八戸市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第 8 条に規定する分科会として設置する。

### (組織)

第 2 条 分科会を組織する構成団体は、要綱第 3 条第 4 号に規定する構成員の属する団体を基本とし、必要に応じて他の団体における構成員の参加を認めるものとする。

2 分科会の参加者は、第 1 項に規定する構成団体の任意とし、所属及び職種等は問わないものとする。

3 分科会には、必要に応じて学識経験者や知識経験者を招聘することができる。

4 分科会は、原則として非公開とする。

### (会議)

第 3 条 分科会は、会長の同意を得たうえで、必要に応じて開催する。

### (関係者の出席等)

第 4 条 分科会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第 5 条 分科会の庶務は、会議の事務局において処理する。

### (補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、構成団体が協議し、会長の同意を得たうえで別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

平成24年度 災害時公共交通対策検討分科会 構成団体

構成団体

区分		構成団体	備考
1	学識者	福島大学	座長 吉田樹特任准教授
2		八戸工業大学	アドバイザー 武山泰教授
3	バス事業者	八戸市交通部	
4		南部バス(株)	
5		十和田観光電鉄(株)	
6	タクシー事業者	八戸市タクシー協会	
7	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	
8		青い森鉄道(株)	
9	道路管理者	国土交通省 八戸国道事務所	
10		青森県三八地域県民局 地域整備部道路施設課	
11		八戸市建設部 道路維持課	
12	警察	青森県八戸警察署	
13	一般市民	八戸市地域公共交通会議	オブザーバー 福田 匡彦
14	行政	国土交通省 青森運輸支局	
15		八戸市都市整備部 都市政策課	